

最終保障供給約款以外の供給条件（電気・ガス価格激変緩和対策  
事業の継続に係る電気料金の特別措置）の承認について

2024年3月29日  
関西電力送配電株式会社

当社は、2023年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく電気・ガス価格激変緩和対策事業<sup>\*1</sup>に関して、2024年5月使用分<sup>\*2</sup>までの最終保障供給料金に対する特別措置の特例承認を受けました。

その後、最終保障供給約款の変更届出を行い、2024年4月1日から、燃料費調整単価の算定に係る前提諸元等を変更することとしました。

[\(2023年12月13日、2024年3月18日お知らせ済み\)](#)

当社は、2024年4月1日以降も、引き続き激変緩和対策事業に係る最終保障供給料金の特別措置をお客さまへ適用するべく、2024年3月19日に、経済産業大臣に対して、最終保障供給約款以外の供給条件の承認申請を行い、本日、その承認を受けましたので、お知らせします。

○主な特別措置内容

1. 適用対象

最終保障供給約款に基づき、高圧で電気の供給を受けるお客さま

2. 適用期間

2024年4月使用分<sup>\*3</sup>から2024年5月使用分まで

ただし、契約電力500キロワット以上のお客さまで、検針日が毎月初日のお客さまは、2024年4月使用分から2024年6月使用分まで

3. 国が定める値引き単価

(1) 2024年4月使用分<sup>\*3</sup>

1. 80円/kWh（消費税等相当額を含む）

(2) 2024年5月使用分

0. 90円/kWh（消費税等相当額を含む）

ただし、契約電力500キロワット以上のお客さまで、検針日が毎月初日のお客さまにおける(1)については、2024年4月使用分から2024年5月使用分まで、(2)については、2024年6月使用分。

4. 値引き方法

適用期間における1月ごとの燃料費調整単価について、国が定める値引き単価を差し引いた上で、電力量料金を算定します。

なお、お客さまによる手続きは不要です。

5. お客さまへのお知らせ方法

2024年4月分料金以降の毎月の請求書および、当社ホームページ  
(<https://www.kansai-td.co.jp/application/last-resort/index.html#section3>) に  
おいて値引き単価を掲載します。

別紙：最終保障供給料金の請求書イメージ

- ※1 毎月の請求書に直接反映する形で電気料金の値引きを行い、電気料金の上昇によって影響を受ける家計や価格転嫁の困難な企業の負担を直接的に軽減する対策です。  
詳細は、経済産業省資源エネルギー庁の特設サイト  
[引き続き、電気・都市ガス料金の負担軽減を行います | 資源エネルギー庁]  
(<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/>)をご覧ください。
- ※2 契約電力500キロワット以上のお客さまで、検針日が毎月初日のお客さまは、2024年6月使用分まで
- ※3 2024年3月31日までの使用分については、変更届出前の最終保障供給約款に基づく燃料費調整単価から国が定める値引き単価を差し引きます。

以 上

## 銀行振込でのお支払

--

ご請求金額	
お支払期限日	

請求明細

1 / 1 ページ

料金内訳名	金額	内容
---ご請求金額内訳---		
電力料 (最終保障電力 (高圧))	1,000,000	
消費税等相当額 (10%対象計)	10,000	
---ご契約情報---		
整理番号	01-10-1234567-000-01	
ご契約名義	送配電 太郎	
ご使用場所	大阪市北区中之島 3丁目6番16号	
---お問い合わせ先---		
担当事業所	大阪本店	
電話番号	06-XXXX-XXXX	

〇〇〇〇年〇〇月分 (〇〇〇〇年〇〇月〇〇日~〇〇〇〇年〇〇月〇〇日) の電気料金をご請求いたします。(使用量〇〇〇〇kWh、最大需要電力〇〇kW、力率〇〇%) ご請求金額には、法律で定められた賠償負担金相当額 (13銭/kWh) 及び廃炉円滑化負担金相当額 (11銭/kWh) を含んでおります。燃料費調整単価には国による軽減措置 (▲1円80銭/kWh) を含んでおります。